

練馬区公告第105号

練馬区福祉のまちづくり推進条例第18条に基づく措置の公表について

練馬区福祉のまちづくり推進条例（平成22年3月練馬区条例第16号）第18条の規定により、公共的建築物を全ての人が安全かつ円滑に利用できるよう講じた措置について、下記のとおり公表する。

令和8年8月19日

練馬区長 吉田 健一

記

1 公共的建築物の名称および所在地

名 称 暮らしの友東武練馬ホール

所在地 練馬区北町二丁目22番15号

2 措置の内容

別紙「公共的建築物整備状況表（練馬区福祉のまちづくり推進条例施行規則（平成22年3月練馬区規則第47号）第17号様式）」のとおり

公共的建築物整備状況表

令和8年8月19日

- 1 名称（用途）
くらしの友東武練馬ホール(集会場)
- 2 所在地
練馬区北町二丁目 22 番 15 号
- 3 電話番号 / FAX
電話 —
FAX —
- 4 ホームページ
http:// —
- 5 工事完了日
令和8年7月22日
- 6 特定整備者の名称および所在地
株式会社くらしの友 代表取締役 伴 久之
東京都大田区西蒲田 8-2-12

7 整備の概要

移動に関する整備

通路幅 1.2m

段差なし

ドア有効幅 0.75m

スロープ勾配 1/12

車椅子使用者用整備

車椅子トイレ

その他

8 整備の適合状況

整備基準 【小規模建築物】

重点整備内容

整備内容

配慮指針

配慮事項 ♥

特記事項